



2006年1月10日

各 位

東京都新宿区西新宿六丁目10番1号
株式会社フォーサイド・ドット・コム
代表取締役 安嶋 幸直
(JASDAQ・コード: 2330)
問い合わせ 常務取締役経営管理本部長兼CFO 川崎雅嗣
TEL 03-5339-5211(代)

ストック・オプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、平成18年1月10日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の発行について、下記のとおり、平成18年1月31日開催予定の当社第6回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることを目的とし、3.の要領に記載のとおり、当社及び当社関係会社の役員及び従業員並びに当社の取引先に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社及び当社関係会社の役員及び従業員並びに当社の取引先に割り当てるものといたします。なお、取引先とは、顧問契約を締結している顧問弁護士、税理士、コンサルタント等を含み、また、当該取引先が法人である場合は、その役員及び従業員等を含むものとします。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式70,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

70,000 個（新株予約権 1 個につき普通株式 1 株。ただし、前項(1) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）を上限とする。

また、発行する新株予約権の配分については、各対象者の職責、当社業績への貢献の度合等を考慮し、取締役会にて決定するものとする。

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に(2) に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

各新株予約権の行使により発行又は移転する株式 1 株当たりの行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）におけるジャスダック証券取引所が公表する当社普通株式の午後 3 時現在における直近の売買価格（以下「終値」という。）の平均値とする。ただし、当該金額が権利付与日の終値（当日に最終価格がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、権利付与日の最終価格とする。

なお、本総会終結後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価格} = \frac{\text{調整前行使価格} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本総会終結後に、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分（新株予約権の権利行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る。）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行又は処分株式数}}$$

上記の他、本総会終結後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成 20 年 1 月 31 日から平成 28 年 1 月 30 日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）のうち、当社及び当社関係会社の役員又は従業員は、権利行使時においても、当社及び当社関係会社の役員又は従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が、定年・任期満了により退任・退職した場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者のうち、新株予約権の発行時において当社の取引先であった者は、原則として、新株予約権の行使時においても当社との取引関係が良好に継続していることを要する。
- ③ その他の条件については、本定時株主総会以後に開催される新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却

- ① 権利付与日以降、当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合、又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に類して調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、必要最小限かつ合理的な範囲で付与株式数、行使価額、行使期間その他の条件の調整若しくは新株予約権行使の制限を行い、又は、未行使の新株予約権を失効させることができるものとする。
- ② 新株予約権者が、新株予約権割当契約にて規定する条件により権利行使できなくなった場合、当社は当該新株予約権について無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(注) 上記の内容については、平成18年1月31日に開催を予定している第6回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件としたします。

以上